

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名議員の指名	5
報告第1号 専決処分の報告書について	5
議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営 の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例	6
議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第6号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤 のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第7号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	8
議案第8号 利府町駐車場条例の一部改正する条例	9
議案第9号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	9
議案第10号 利府町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	10
議案第11号 利府町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正す る条例	10
議案第12号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第13号 令和6年度利府町一般会計補正予算	13
議案第14号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	24
議案第15号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算	24

令和7年 3月定例会会議録（ 3月5日 水曜日分）

議案第16号	令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	25
議案第17号	令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算	25
議案第18号	令和6年度利府町水道事業会計補正予算	26
議案第19号	令和6年度利府町下水道事業会計補正予算	26
議案第27号	財産の取得について	27
議案第28号	訴えの提起について	29
議案第29号	特定事業契約の締結について	29
議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦について	31
議案第20号	令和7年度利府町一般会計予算	32
議案第21号	令和7年度利府町国民健康保険特別会計予算	32
議案第22号	令和7年度利府町介護保険特別会計予算	33
議案第23号	令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	33
議案第24号	令和7年度利府町町営墓地特別会計予算	33
議案第25号	令和7年度利府町水道事業会計予算	33
議案第26号	令和7年度利府町下水道事業会計予算	33

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

令和7年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総 務 部 総 務 課 長	
兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
総 務 部 危 機 対 策 課 長	戸 枝 潤 也 君
総 務 部 デ ジ タ ル 推 進 室 長	吉 田 雄 一 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企画部秘書政策課長	藤 岡 章 夫 君
企 画 部 財 務 課 長	石 垣 伴 彦 君
企画部スポーツ振興課長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
町民生活部町民課長	太 田 健 二 君
町民生活部税務課長	佐々木 辰 己 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君

令和7年 3月定例会会議録（ 3月5日 水曜日分）

保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部地域福祉課長	櫻 井 渉 君
保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	鈴 木 由 美 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
経済産業部農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	佐 藤 瑞 穂 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
都市開発部都市整備課長	加 藤 智 大 君
都市開発部施設管理課長	佐 藤 真 文 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
上下水道部上下水道課長	大和田 浩 史 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
会 計 課 長	大 枝 大 将 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
教育部教育総務課長	小野寺 厚 人 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第2日）

令和7年3月5日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

令和7年 3月定例会会議録（ 3月5日 水曜日分）

- 第 2 報告第 1 号 専決処分の報告書について
- 第 3 議案第 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8 号 利府町駐車場条例の一部改正する条例
- 第 8 議案第 9 号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 10 号 利府町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 11 号 利府町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 12 号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 13 号 令和6年度利府町一般会計補正予算
- 第 13 議案第 14 号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 14 議案第 15 号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 15 議案第 16 号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 16 議案第 17 号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第 17 議案第 18 号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 18 議案第 19 号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第 19 議案第 27 号 財産の取得について
- 第 20 議案第 28 号 訴えの提起について
- 第 21 議案第 29 号 特定事業契約の締結について
- 第 22 議案第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和 7 年 3 月定例会会議録（ 3 月 5 日 水曜日分）

- 第 2 3 議案第 2 0 号 令和 7 年度利府町一般会計予算
 - 第 2 4 議案第 2 1 号 令和 7 年度利府町国民健康保険特別会計予算
 - 第 2 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度利府町介護保険特別会計予算
 - 第 2 6 議案第 2 3 号 令和 7 年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 2 7 議案第 2 4 号 令和 7 年度利府町町営墓地特別会計予算
 - 第 2 8 議案第 2 5 号 令和 7 年度利府町水道事業会計予算
 - 第 2 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度利府町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番 高久時男君、13番 伊藤 司君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 報告第1号 専決処分の報告書について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、報告第1号専決処分の報告書について議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） じゃあ、3点ほどお聞きします。

専決処分日が8月17日ということなので約7か月過ぎています。この報告が遅れた理由、何か相手ともめたとか、そういったものがあったら教えてください。

あと事故日はいつなんでしょうか。

それと、相手方の車両43万8,000円ぐらいの損害ということなんですけれども、こちらの車両もあるわけで、こちらの車両の損害額というか、その辺教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

まず1点目、議会への報告が遅れた理由につきましては、申し訳ございません、本来であれば12月定例会へ報告すべきところでしたが、若干報告が遅れてしまいました。今回、3月定例会のほうで報告させていただいております。

事故日につきましては、2024年の7月10日でございます。

あと町の車両の損害につきましては、修理費用で13万7,000円ほどかかっております。バンパーの補修という作業内容でございました。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） その報告の遅れた理由というのを聞いているので、申し訳ないとかそんなじゃなくて、さっき聞いたけれども、何か相手ともめたとか何かそういう状況があったかどうか、その辺の確認だったんです。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） 申し訳ございません。相手方ともめたとかそういったものはなく、示談はスムーズに成立しておりました。こちらの事務手続の部分で報告が遅れたというものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、議案第4号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び

に行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。この案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ。

関係資料の2ページ目というんですか、これでいうと33ページになっているんですけども、（3）の扶養手当の改定について、配偶者、令和8年度には廃止ということになってはいますが、その代わりにこのほうが増額となるということだと思っておりますけれども、それぞれの職員の対象人数を教えてください。配偶者のほうの廃止と、そのほうの増額のところの対象の職員数を教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

ただいま資料が手元にございませんで、後ほどそちらお伝えしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第5、議案第6号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第7号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 利府町駐車場条例の一部改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第8号利府町駐車場条例の一部改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号利府町駐車場条例の一部改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第8、議案第9号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 利府町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第10号利府町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 利府町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、議案第11号利府町地域包括支援センターの運営及び職員の基

準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけお伺いいたします。

関係資料の2番のうち、条例改正の概要のところ（1）の複数人で各職種に必要な員数の勤務時間数を満たすことによりと書いているんですけども、これの中に包括支援センターの基準、3要件の緩和というのは人員確保の上では非常にありがたいことだと思うんですけども、ここの（1）の説明のところだけでもう少し具体的にお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（櫻井 渉君） では、お答えいたします。

こちら常勤の職員になりますので、基本的には8時半から5時15分ということで役場職員と同じようになります。それで、その時間勤めていただければ特に問題ないということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） いや、そういうことじゃなくて、緩和なので、今まで3要件、基準の3職種が常勤でいるはずなんですけれども、今度緩和されているので（1）の多分3人いなくても、時間数、それぞれ複数人の各職種の時間数が、総合乗り入れかどうか分からないんですけども、それで満たせば大丈夫ということなんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の説明、これでは分からないので御説明をお願いしたいということです。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（櫻井 渉君） すみません、申し訳ありませんでした。

3職種、保健師と社会福祉士、あと主任介護支援専門員の3職種、今のところは中央も北部も3人いるんですけども、ちょっと成り手不足とかが全国的にありまして、そのうち2人がその時間にいれば要件を満たすというふうに緩和されたということになりますので、これは、例えば、保健師と社会福祉士の組合せでもいいですし、社会福祉士と主任介護支援専門員の組合せでも、3職種のうち2職種がその時間にいれば満たしますよという緩和でございます、大きな内容としましては。

本町におきましては、3職種がどちらも2か所いらっしゃるので今のところは該当ないんですが、将来的に人員不足等が出まして、なった場合も、2職種がいれば要件を満たすというこ

とが今回の改正の大きな点でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうすると、時間数のそれぞれの職種の役割、実質的にはやっていることは同じだと思うんですけども、それぞれの職種の役割がありますよね。その部分は、それぞれで残った2職種で補填するということによろしいでしょうか。

今は大丈夫でしょうけれども、将来的に欠員になったときに、私も経験ありますけれども、介護主任とかあとは社会福祉士の確保は非常に大変なんです。なのでお聞きしているのです。すみません。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（櫻井 渉君） こちらの改正なんですけれども、今のところ、利府町におきましては2か所あるんですけども、3職種全てが欠けるということは想定しにくいので、例えば、北部のほうで欠けた場合は中央のほうで補完するということで、複数の包括支援センターで補完し合えばいいという改正でございますので、3職種のうちの1つの職種が完全に欠けるという状態はないような内容になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第11、議案第12号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 令和6年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第13号令和6年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質問がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3点ほどお願いします。

今年度の予算に対する精算に向けての補正ということなので返還金とか多いんですけども、まず15ページ、17款2項1目総務費国庫補助金の6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還ということなんですけれども、これ説明で定額減税分と聞いております。金額見ると

1人1万円の住民税の減税ということで、対象者が当初の説明だと1万8,800人で、1万円でいくと返還金を差し引くと大体100%ぐらい達成しているのかなと思っております。

ただ、ちょっと気になったのが、今、申告中ですよ。恐らく申告の中で住民税とか出てくると思うので、そちらの今申告途中の人に関しての手当のほうはどうなっているのかなということが1点。

それと、21ページ、23款4項3目雑入9節新型コロナウイルスワクチン生産体制等緊急整備基金助成金、もうこれも返還ということなんですけれども、1人8,000円の助成ということで聞いております。全部で何人に助成したのか、現在です。あとこれで打ち切りなんでしょうか、これ返還ということは。その辺の確認です。

それと、歳出のほうで39ページ、4款1項11目22節償還金3,200万円ほど返還という形なんですけれども、この項目は令和6年度当初予算では廃目になっているんです。その後、補正で補助があったかと確認取ったんですけれども、なくて、あったのは令和5年度の決算における繰越明許193万6,000円だけでした。説明を求めたいのは、これは前年度、令和5年度の返還漏れかどうか、その辺です。今年度に関しては予算全然ないので、その辺の説明願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。1番目は税務課長。

○税務課長（佐々木辰己君） それでは15ページ、6款の交付金でございます。こちらの事業につきましては、まず3事業をやっています。その中で、税務課関係の定額減税の補足給付金について御説明申し上げます。

当初予算では、交付金のほうが8,312万円の計上させてもらいました。それに9月の補正で概算がまとまりましたので、補正ということで2億4,500万円計上させてもらいながら、全部で3億2,812万円ということで計画計上させてもらいました。

給付金のほうですけれども、9月のほうから給付のほうを開始しまして、皆様のほうに給付のほうが完了したということでまとまりましたので、総額的には2億9,485万円ということでまとまりましたので、その差額の3,327万円のほうを今回減額となっております。

あと申告の関係なんですけれども、こちらのほうは申告されて定額減税も入っているんで、皆さん、例年と同じ方は若干戻り幅が、戻ってくるお金が少し増えたということで喜んでいらっしゃると思います。

以上になります。

○議長（鈴木忠美君） 次、2問目、3問目については健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

コロナ関係の歳入の補正なんですけれども、こちらは6月補正のときに計上させていただきました。その際には対象者約9,800人ぐらいいらっしゃったんですけれども、その当時のインフルエンザの接種率と同等の約60%計上させていただきました。

そのときは5,750人の8,300円で4,772万5,000円を計上させていただいて、今回、実績に応じまして、接種率大体57%ぐらいになっていますので、3,300人分を今実績で計上していますので、その分の差額を減額させていただいております。

あと今後、この助成金なんですけれども、現時点でまだ国から何の通達も来ていませんので、この業績があるかないかもまだ今のところ分からない状況になっています。

返還金のほうなんですけれども、こちらは平成5年度分の事業の返還になります。その内容につきましては、接種費用を集団接種とかやる予定で交付決定を受けていたんですけれども、実際5年度に集団接種やっていませんので、当時4,606万7,000円交付決定を受けていましたけれども、実績で3,838万2,000円で、その分の減額になります。

また、あとこちらのコロナウイルス対策接種対策費用につきましては、会計年度職員とかコールセンターの経費に当たりまして、こちらのほうもコールセンター等縮小しまして経費がなかった分の返還ということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） コロナワクチンの接種に関しては了解しました。

定額減税分、私が聞いたのは、要するに今申告している人いますよね。申告の金額によって住民税が今度金額かかっているじゃないですか、令和7年度に令和6年度分の所得に応じて。それに対して1人1万円引くということじゃないんですか。だから、要は1万円を引く予算はまだあるかということを知っているんです、これ返しちゃって。意味分かります。分からない。

もう1点、もう一つ、廃目になったコロナ関係のやつなんですけれども、39ページの4款1項11目償還金、これは要は令和5年度に本来は返還しなくちゃいけなかったものを返還できていなくて、今、新たにあらわになったということ、要は。そういうのが残っていて、令和5年度分で返還漏れがあったということで理解していいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。それでは、町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 1点目についてお答えいたします。

今年度、6年度に定額減税を実施させていただいた内容につきましては、令和5年度の課税を基に令和6年度で住民税をまず1人1万円という形で減税をさせていただいております。そ

ちらの減税で引き切れていない方とかにつきましては、給付金という形でお支払いをしています。

今、申告をしている内容につきましては、令和6年中の所得を申告していただいておりますので、こちらの申告につきましては、令和7年度の住民税の課税のほうの算定となりますので、今、高久議員御指摘の積み残しというかそういったところだとは思うんですけども、令和7年度についての今回申告に際して住民税の特別減税が出てくるということではございません。

ただし、令和5年度の所得を基に令和6年度の特別減税をしておりますので、令和6年中、今年中に、ちょっとあれなんですけれども、令和5年度分の修正等を行った方については、今年度もう給付金のほうとかもう支払い終わっていますので、令和7年度に持ち越してやるという措置になっておりますので、実際、今回の申告で変更ということではございません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

補助金の返還についてでございますが、この補助金の返還については、過年度分の補助金を返還するものでございます。ですので、令和5年度分ということになりますが、一般的に補助金の返還というのは過年度分を翌年度に精算するという形になっておりますので、9月ですとか12月ですとか3月に返還するということが一般的であります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 資料の7ページ、お願いします。

債務負担行為のところでm o b iの実証運行事業についてお伺いします。

タイトルが利府町版m o b i実証運行事業ということなので、来年度も引き続き本格運行でなく実証運行が続くんだなと理解できるんですが、約7,600万円余りが計上されておりますが、私の認識では、大半がたしか国からの様々な支援金だと承知しております。この7,600万円余りの金額の何割ぐらいが国からのものなのか、まずそれが1点。

それから、仮に実証運行から近い将来本格運行になった場合に、国からの支援金に影響が今後見込まれるのかどうか、減額とかそういったところがあり得るのか、それについてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

こちらのまずは国の補助額のところだと思うんですけども、今、今年度やっている部分につきましては、国の共創モデル事業の補助金のほうを活用させていただいています。こちら債務負担を取らせていただいているのはもちろん来年度の事業になりますけれども、そちらにつきましては、今、まさに国のこういった補助金を活用していこうかというところも併せて検討しております。今年度使っておりました共創モデル事業ももちろんですけども、国のほうでもいろいろな数多くの補助メニューが出ておりますので、町としてより利率がいい補助のほうを今狙って、国のほうとかいろいろ調整を進めているところでございます。割合的には、もちろん補助メニューによって3分の2ですとか2分の1ですとかそういった金額にはなってきますけれども、そこも含めて今調整を進めているところです。

もう2点目の本格運行のときの国からの補助については、それはまた違う補助メニューがございますし、そこもまた来年、再来年度ということになると思いますけれども、含めてそこは協議、調整していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 概略分かりました。

心配しておりますのは、先の話言ったら鬼が笑うんですけども、本格運行になった場合にかどうか、今、実証運行ということで他の地方自治体においても利府町の状況を結構見守っていると思うんです。そうすると、利府町のmobilityいいなとなって、うちうちもということで手を挙げる自治体が増える可能性があると思うんです。

そうした場合に、ちょうどその頃、利府町が実証運行から本格運行に切り替えるといったときに当て込んでいた国からのいろいろな支援が、他の自治体の手を挙げたことによる予算上の制約から利府町に影響があるのではないかと、それを心配しております。その辺のところの課長の見解はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

今年度の令和6年の国の補助のほうも、今議員おっしゃるとおり、あらゆる自治体からもちろん申請が上がってきていて、やはり国のほうも青天井の予算ではないですので、その部分についてはやはり利府町の令和6年の実証運行の補助のほうも当初の予定より若干下がった形での交付決定というのも確かになされております。

来年度以降につきましても、利府町が一番取れる、申請して交付決定を受ける一番率がいい

ものをももちろん狙ってはいきたいと思うんですけども、おっしゃるとおり、各自治体から数多くの申請がなされた場合には、国からの交付決定が減額というのももちろんそこはないとも言えないと思いますので、そこにつきましても、国あとは関係機関と調整しながら、より町が実施できるような内容の補助とかそういったものを見定めていきたいなとおります。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 45ページ、8款2項2目14節工事請負費、館太子堂線道路改良工事、これ説明の中で地権者との交渉不調ということで4,000万円減額になっているんですけども、これ拡幅工事だとは思うんですけども、これの代替案はあるのか、もしくはもう凍結してしまうのかというところの見解をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

館太子堂の減額につきましては、まず繰越予算を優先して、国費の関係上、不用額を出さないようにして事業を執行しております。

また、御質問のとおり協議の不調によって拡幅できなかったということに関しましては、現在、拡幅できなかった部分の現道の範囲内で道路工事を行いまして、車道幅員を4.5で歩道を2.0と現道の範囲内で施工しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに。それでは、7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 3点お願いいたします。

1点目、3ページから5ページ、それから19ページの20款1項1目のふるさと納税寄附金の件ですけれども、今回、全体的に9億円の減額補正ということで、非常にその中で寄附金の3億減が大きいと思うんです。ふるさと納税に関しては、今年度予算で4億円増やして10億円にしていますよね。予定どおり結果的に集まらなかったということだと思うんですけども、その要因について伺いたいと思います。

2点目、35ページ、3款2項1目の児童手当扶助費約1億円減になっていて、説明では執行見込みによるという説明だったんですけども、これ対象者が減ったということでしょうか。伺いたいと思います。

3点目、36ページ、3款2項5目の保育所費18節の一時預かり事業で330万円ほど減額になっているんですけども、これ実績としてはどういう状況なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。まず、商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

10億円の当初の予算に対しまして、ふるさと納税がそれまでに達しなかった要因ということの御質問だと思いますが、こちらにつきましては、ふるさと納税に力を入れ始めましてから、本町では毎年1億円ぐらいずつの増額でふるさと納税が集まってきました。

令和4年度におきましては、総務省のルール改正がありまして9月に駆け込み需要がありまして、大幅にそこでふるさと納税が集まったという経緯がありまして、4年度から5年度にかけて大体3億円ぐらいの増額がありましたので、5年度から6年度の増額を3億円見込んで10億円ということで当初で計上したものでございます。

ただ、そちら3億円の増を見込んでいろいろ取組はしてまいったものの、6年度につきましてはそこまでの伸び幅がありませんで、ルール改正の駆け込みの差がすごく大きな要因かなと思いますけれども、そちらはありませんでしたので、6年度につきましては5年度と大体同等の金額が集まる見込みと思っております。

ですので、それで1年度だけの差額の増額のほうも注視はしますけれども、これまでの全体の平均なども見ながら、今後、目標額を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 続いて、子ども支援課長。

○子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

2点目の児童手当の対象者が減ったのかということの御質問となります。9月の補正にて10月の児童手当の制度改正に伴う補正を実施いたしました。その際に、対象者、高校生年代の児童手当、そして大学生年代を第1とし、多子世帯のカウントということで増額補正しておりましたが、今回、2月の最終定期払いで全て対象者のほうの支給が終わりまして、対象者約5万4,300となっております。高校生年代につきましても1,100程度ございました。そちらのほうで減ってはおりません。

ただ、多子世帯カウント等々で複雑化しておりますので、そちらシステム改修等に対応しております。周知等、勧奨周知、そしてホームページ、広報紙等でも周知しておりますので、減ってはおりませんが、きちんと支給のほうは対応できております。

以上です。

続きまして、一時預かり事業になります。こちらのほうは一時預かり実績ということで伺っております。一般型、青山すぎのこ保育園、そして余裕型についてはスマイルキッズりふ園、

ウェルネス認定こども園となっております。そちらのほうの3施設、実績のほうは今でも現在やっております。数字については、細かい数字は持ってきておりませんので、もし数字が必要な場合は担当のほうに来ていただければと思います。主な補正の理由につきましては、補助基準額が変更したことによります減額となります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点目のふるさと納税の件ですけれども、かなり努力したんだと思うんですけれども、今、説明を受けたのは、どうしてそういう金額になったのかというお話だったんですけれども、この間、やっぱり予算に向けて努力は必要だったと思うんですけれども、したんだと思うんですけれども、どういうふうな努力をしたのかということをまず伺いたいということです。

2点目、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、対象人数は減ってはいないですけれども、申請が予定より少なかったということですか。ちょっと最後のほう聞こえなかったので、申し訳ありません、そういう理解でよろしかったのかということ。

3点目は了解しました。ありがとうございます。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

ふるさと納税を集めるためにこちらのほうでいろいろどういった取組をしたのかということの御質問だと思いますが、今回、6年度につきましては、まずポータルサイト、ふるさと納税を集めるためのウェブのサイトを増やしたということですか、あとはウェブの広告につきましても、タイミングを見計らって効果的に実施をしたというところもあります。

あと加えまして、これまで利府町にふるさと納税をしてくださった方に対してダイレクトメールを年に2回お送りいたしまして、リピーターの確保に努めたというところ。

あとは東京のほうで開催されるふるさと納税関係のイベントのほうに申込みをいたしまして、全国の自治体から4自治体しか出られないというところに抽選で選んでいただきまして、そちらのほうへの出展ですとか、そういったことを取り組んでまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

申請が少なかったというわけではなく、9月の時点で多子世帯分とやはり増える部分を多め

に取っていた事実がございます。そこは不透明な部分がございましたので、その分で減額となっているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点目は了解いたしました。

1点目のところですけれども、かなり努力されたということなんですけれども、これ3億円減ということになると、これ予算全体への影響というのは何かあるでしょうか。かなり全体的に全体項目で減額されているんですけれども、なっているんですけれども、予算全体への影響というのは、あるいは行政執行への影響というのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

当初10億円を見込んでいたものが7億円ということで3億円ぐらい減るわけですので、影響がないということはないと思います。歳入に見合った歳出ということで予算編成を行っていきますので、令和7年度予算に向けては、そういったものも考慮しながら予算編成をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。それでは、6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、お伺いいたします。

50ページ、お願いいたします。

10款2項3目学校施設費になりますが、14節工事請負費335万1,000円ということで、利府第二小学校街灯設置工事、利府第二小学校特別支援教室改修工事ということで計上になっております。工事の概要をお伺いいたします。特に特別支援教室の改修工事となっているものですから、これは新学期に向けての準備なのかという部分、お伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

工事請負費の概要でございますけれども、まず1つ目が、街灯設置工事、利府第二小学校というところで、こちらは利府第二小学校の敷地内に街灯を設置する工事になります。

2つ目の特別支援室の改修工事につきましては、来年度に向けてクラスの増ということもございまして、そちらのための工事となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 街灯設置のほう、敷地内に設置ということではありますが、どの程度、どのような内容なのか、ちょっともう少し詳しく伺いたいと思います。

それから、支援学級の教室のほう、新学期に向けてということでもございました。そちらも内容をもう少し詳しくということと、これは利府第二小学校だけ今回計上になっているところがありますが、ほかの学校についてどのようになっているか、そちらもお伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、街灯の設置についてでございますけれども、すみません、はっきりした基数はまだ決まっておりませんが、2基から3基ぐらいを予定しております。

あと特別支援教室の工事のほうでございますけれども、こちらにつきましては、既存の工事請負費の中でできるものもございますので、ほかの小学校でも改修工事をする予定はございます。さらに、利府第二小学校のほうでも工事を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 街灯設置のほうであります。今回、3月の補正ということですが、どうしてもこのときにやらなければいけないということで設置になるかと思っておりますけれども、これはどの程度前から、またどのような形で設置することになったのか、ちょっとその辺の経緯を伺いたいと思います。

それから、特別支援教室のほうと街灯設置のほうなんですけれども、金銭的なウエートとしてはどちらのほうが多かったのか。特別支援教室のほうにかなり予算がついているものなのか、ほかの学校では大丈夫な範囲の中だったのに、ここだけこれぐらいの規模で名前を入れて計上しているという部分では大きく変わるのかなと思うんですけれども、その辺お伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） まず、1つ目の街灯設置の工事の経緯のほうについてでございますけれども、敷地の中が少し暗くて危ないということが学校のほうから御要望がありまし

たので、今回、今年度の予算でできれば設置したいというところで計上させていただいているものでございます。

2つ目の特別支援教室の改修工事とあと街灯の工事のウエートのほうですけれども、大体半分半分ぐらいのイメージで御理解いただければなと思っております。特別支援教室のほうについては、冷暖房の設置等工事も含まれております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） じゃあ、44ページお願いします。

商工費の中の委託料の12番です。そこでふるさと応援の内容として移住プロモーションの動画作成の業務の委託がありますが、今現状、これはどのような形になっているのでしょうか。この内容をまず1つと、あと13の使用料及び賃借料の30万円、地域おこし協力隊の借り上げですけれども、これは減った理由でどのような形に今現状になっているのか、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

まず、1点目の委託料、移住プロモーション動画撮影作成業務の委託についてどのような状況かという御質問なんですが、こちらのほう、9月補正でP SMCの進出に合わせて本町の移住プロモーションの動画を作成したいということで計上し、お認めをいただいたものなのですが、その後、P SMCの進出がかなわなくなったということで、こちらは作成をせず、そのまま全額減額ということで今回減額の補正をしております。

2点目の地域おこし協力隊の住居借上料減額の理由ということなんですが、当初、こちらは12月補正のほうで計上をいたしまして、今年度の移住コーディネーターとしての地域おこし協力隊の任用を見込んでいたものでございますが、今年度の任用がありませんで、次年度4月からの任用を見込んでおります。そうしたことで、今年度分に計上しておりました地域おこし協力隊に係る経費全て今回減額で計上しております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号令和6年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第14号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第14、議案第15号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第16号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第17号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、議案第18号令和6年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和6年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、議案第19号令和6年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和6年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第27号 財産の取得について

○議長（鈴木忠美君） 日程第19、議案第27号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私からは3点お伺いします。

今回、随意契約ということなんですけれども、岩井商店というのは宮城野区にあるんですよね。それで、仙台市には教科書取次店というんですか、こういったのが結構あるみたいなんです。この岩井商店を選んだ理由を教えてください。

2点目、見込数量で計上されている教科書315冊、指導書219組という数字は何を根拠に算定されたのか教えてください。

それと3点目、納入期限が令和8年3月31日ということなんですけれども、具体的にはどのタイミングで学校に配付されて、どのように使用、管理される予定なのかお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、1点目の随意契約の岩井商店の理由ということでございますけれども、こちらは国の文科省の制度によりまして各県に教科書供給所というところが設置されておりまして、そこが教科書の安定供給のために利府町はこちらの商店でお願いしますということで指定されているものでございます。そちらが選んだ理由となっております。

あと次に、見込数量のほうだったんですけれども、こちらは各学校のほうから要望をお聞きしまして、各教科何冊ずつとかそういった形で配付することとしております。

あと期限につきましては、今年度中の納入を予定しておりますので、新学期には間に合うように、遅くとも始まるまでには納入して設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 1点目、3点目については分かりました。

2点目なんですけれども、教科書1冊当たり、指導書1組当たりの単価とか合計の金額が出ていますけれども、この内訳についてももう少し具体的な説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

内訳というところでございますけれども、それぞれの教科で教科書、指導書それぞれの冊数、組数となっております。主に紙媒体、教科書については紙の教科書になっておりまして、指導書につきましては紙のものとデジタルのものと分かれております。なかなか細かい冊数まで、一つ一つの全教科のそれぞれの教科書、指導書になりますので、こちらで細かくちょっと一件一件申し上げるのはなかなか難しいんでございますけれども、主に本当に教科ごとにそれぞれとなっております、議案の内訳でございますけれども、219組の指導書の内訳のほうにつきましては、デジタルのほうが87組、紙のほうが132組、こちらを予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第27号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号 訴えの提起について

○議長（鈴木忠美君） 日程第20、議案第28号訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第28号訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号 特定事業契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第21、議案第29号特定事業契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、お伺いいたします。

29戸ですね。利府町町営住宅建て替え事業ということで、選定審査委員会が立ち上がって審査講評をホームページで公表されているところであります。その内容のところの部分で確認をしたいと思います。

それで、それぞれ評価をなさっているところではありますが、評価の中で5点中3.13点とか点数としてはあまり高い点数ではないのかなという部分も中にはありました。その部分に関しまして、特に地域への配慮であったりユニバーサルデザインであったりだとか、そういうところの評価が残念ながらあまり高くなかったなという感じておりますけれども、その辺に関しまして町の見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

審査委員会の評価項目に関しましては、まず技術点として200点満点で審査をしております。

その中で審査項目としましては事業実施方針、そして地域社会への配慮等、次に施設計画、次に施工計画、そして入居者移転支援計画とそれぞれの項目をしております。

先ほど議員さんがお話しいただきました、例えば、ユニバーサルデザインの配慮という内容なんですけれども、こういった加点は5点満点で評価しております。各項目においてそれぞれ配点を設けた後、審査をしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今言いましたユニバーサルデザインですと、5点満点中3.13点ということで、パーセントで直すと66%ぐらいのパーセンテージになるのかなと思うとあんまり高くないのかなと考えているところです。一番配慮していただきたい部分だなというところでお話しさせていただいているんですが、それで、最後のほうの選定委員会の皆さんが講評、総評をなさっているんですよね。その総評も内容的に本当に町民、住まれる方目線で大変大事な指摘をなされているなと思っております。さらに検討されたいという項目があるんですね、要望とか。そういうふうな部分の中では改善を求めたいと書いてあるところもありました。この件、業者の方との話し合いはどのような形になっているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

総評において、委員の皆様からただいまお話あった内容をお聞きしていますけれども、今後、要求水準に合わせて工事施工してまいりますので、そういったところで改善できるところを協議、調整してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今おっしゃるとおり、そのことが一番下にも、町や関係者の要望、意見をよく聞き、十分に協議、調整を重ねた上で本事業に反映し確実に進めていただきたいということを審査委員会のほうでも言っておりました。その部分で町や関係者と書いてあるんですけれども、この関係者はどの程度、どの範囲なのか、そこの部分と、やはり大事なのはそこに住まう町民の声が大事だと思うんですけれども、その町民の声がどのような場でどのように反映されるものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

反映の状況につきましては、もちろん今住まわれている方々等々にも十分にお話をさせていただきまして、意見取り入れられるところはもちろん取り入れてまいりたいと思います。

関係者といいますのは、例えば、こちら開発許可を伴う工事となりますので、宮城県の建築宅地課さんであったり、そういった土木工、そして建築工での許可を必要とする関係者と捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号特定事業契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木忠美君） 日程第22、議案第30号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第30号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

日程第 23 議案第 20 号から

日程第 29 議案第 26 号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第23、議案第20号令和 7 年度利府町一般会計予算から日程第29、議案第26号令和 7 年度利府町下水道事業会計予算まで一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第20号から議案第26号までの令和 7 年度各種会計予算について順次御説明申し上げます。

初めに、令和 7 年度利府町各種会計予算書の 1 ページをお開きください。

議案第20号令和 7 年度利府町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を158億6,000万円と定めるものであり、前年度と比較して7億6,000万円、5%の増となっております。

令和 7 年度予算におきましては、総合計画に掲げた計画目標を基本とし、教育力の推進、スポーツによるまちづくりの推進、都市基盤の整備、地域福祉、高齢者福祉の充実、行財政改革の取組と庁内マネジメント強化の実現を目指して編成しております。

自主財源である町税につきましては、国の経済対策として実施した個人住民税の定額減税が終了したことにより、増収を見込んでおります。

また、依存財源である地方消費税交付金や地方交付税などにつきましても、その原資となる国税の増収により増額を見込んでいるほか、自治体の財源不足を補う臨時財政対策債の発行額が平成13年度の制度創設以来、初めてゼロとなりましたが、町債全体では各種事業において借入れを行うことから増額を予定しております。

一方、歳出につきましては、引き続き社会保障関係経費の負担が大きく、給与改定による人件費の増額や一部事務組合の負担金の増額など義務的経費が増加傾向にあることから、引き続き税收の確保やふるさと応援寄附金の拡大を図りながら、自主財源の確保に努め、安定的な財政運営を行ってまいります。

次に、11ページをお開きください。

議案第21号令和 7 年度利府町国民健康保険特別会計予算予算でございますが、歳入歳出予算の総額を31億7,067万6,000円と定めるものであり、前年度と比較して5.2%の減となっております。

減額となった主な理由といたしましては、後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者の減少が見込まれることから、保険給付費、国保事業費納付金等が減額となったものであります。

次に、15ページをお開きください。

議案第22号令和7年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を26億4,122万3,000円と定めるものであり、前年度と比較して4.8%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、被保険者及び要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増によるものであります。

次に、21ページをお開きください。

議案第23号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を4億6,617万6,000円と定めるものであり、前年度と比較して11.9%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、被保険者の増加によるものであります。

次に、25ページをお開きください。

議案第24号令和7年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,137万5,000円と定めるものであり、前年度と比較して8.5%の減となっております。

減額となった理由といたしましては、昨年度に実施した植栽工事及び物置設置工事が終了したことによるものであります。

次に、29ページをお開きください。

議案第25号令和7年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、長期前受金戻入益等の減に伴い、前年度と比較して0.3%減の10億5,640万8,000円、支出につきましては、減価償却費等の減に伴い前年度と比較して0.7%減の10億4,350万1,000円を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、令和7年度においては更新工事に伴い企業債の発行を予定していることから、収入につきましては前年度と比較して12.1倍の1億3,184万8,000円、支出につきましては1.04倍の4億9,577万5,000円を計上しています。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億6,392万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填することにしております。

次に、33ページをお開きください。

議案第26号令和7年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、他会計補助金の減額に伴い、前年度と比較して1.5%減の12億8,663万円、支出につきましても、仙塩流域下水道維持管理負担金等の減額に伴い、前年度と比較して1.2%減の12億7,590万7,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、他会計補助金の減額により、前年度と比

較して3%減の2億3,841万2,000円、支出につきましても、公共下水道建設費の減額に伴い、前年度と比較して7.2%減の4億1,985万9,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,144万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することとしております。

以上が本定例会に提案いたしております令和7年度各種会計予算の概要でございます。

なお、一般会計予算につきましては企画部長から補足説明させます。また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第20号令和7年度利府町一般会計予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） それでは、議案第20号令和7年度利府町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書、薄いほうの冊子になります。

7ページを御覧願います。

第2表債務負担行為でございますが、賃貸借期間の満了を迎える事業や、契約の性質上、複数年契約が必要な事業14件につきまして設定をするものであります。

なお、個別の内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして所管する各部長から説明することとしております。

9ページを御覧願います。

第3表地方債でございますが、記載しております7件の事業に合計で9億6,820万円の起債を予定しております。

まず、1件目の緊急防災・減災事業4億2,370万円につきましては、役場庁舎の長寿命化改修事業と防災行政無線システム等更新事業に充当するものであります。

2件目の公共施設等適正管理推進事業8,910万円につきましては、総合体育館の長寿命化事業や町道の舗装長寿命化事業、都市公園遊具の更新事業に充当するものであります。

4件目の農林水産業施設整備事業5,240万円につきましては、明神沢ため池改修事業に充当するものであります。

5件目の観光施設整備事業1,980万円につきましては、特別名勝松島観光施設整備事業に充当するものであります。

6件目の道路整備事業6,240万円につきましては、地下道排水ポンプ設備更新事業や硯沢2号線の道路整備事業に充当するものであります。

7件目の公営住宅建設事業3億1,910万円につきましては、町営住宅建て替え事業に充当するものであります。

次に、歳入歳出予算の主な概要について御説明を申し上げます。

利府町各種会計予算説明書①一般会計、厚いほうの予算書のほうになります。

説明書の1ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主な内容といたしましては、1款町税におきまして、国の経済対策として令和6年度に実施した個人町民税の定額減税終了に伴い、増収が見込まれることから、前年度より2億8,487万8,000円、5.7%増の52億8,276万3,000円を計上しております。

なお、12款地方特例交付金につきましては、この定額減税の終了に伴い、前年度から1億7,294万7,000円、77.6%減の5,000万円を見込んでおります。

7款地方消費税交付金につきましては、国全体での増収が見込まれており、前年度比1億3,400万円、16.1%増の9億6,400万円を計上しております。

17款国庫支出金につきましては、公営住宅整備事業費交付金や児童手当制度拡充による児童手当負担金の増により、前年度比6億5,408万円、31.6%増の27億2,254万8,000円を計上しております。

19款財産収入につきましては、令和6年度は旧十符の里プラザ跡地の売却収入として2億円を計上していたことから、大幅な減額となっております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金について、令和6年度の実績見込みを踏まえ、前年度から2億円減の8億5,000万円を計上しております。

2ページを御覧願います。

次に、歳出についてでございますが、3款民生費につきましては、児童手当制度の拡充や障害福祉サービス関連事業の増額により、前年度比1億8,323万7,000円、3.4%の増となっております。

4款衛生費につきましては、重点対策加速化事業の実施により、前年度比1億6,860万8,000円、16.9%の増となっております。

8款土木費につきましては、町営住宅建て替え事業の事業着手により、前年度比2億9,306万4,000円、26.8%の増となっております。

9款消防費につきましては、防災行政無線システム等更新事業の実施に伴い、前年度比4億

532万5,000円、76%の増となっております。

127ページを御覧願います。

継続費の状況でございますが、令和6年度に設定した町営住宅建て替え事業について記載しております。

次に、128ページから138ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載しております。

最終ページ、139ページを御覧願います。

地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末、現在高見込額は合計で135億4,182万4,000円となる見込みであり、これに当該年度中の起債見込額、いわゆる令和7年度中の借入額を加算し、そこから当該年度中の元金償還見込額、令和7年度中の返済見込額を差し引いた金額が当該年度末現在高見込額となり、令和7年度末の残高は133億98万6,000円となる見込みであります。

また、一般会計予算の概要につきましては、別にお配りしております当初予算関係補足説明資料の1ページから7ページにも記載しておりますので、御確認願います。

そのほか各予算の計上内容の詳細につきましては、予算審査特別委員会において各部局より御説明を申し上げます。

以上が一般会計予算の概要となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議題になっております議案第20号から議案第26号までの令和7年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第26号までの令和7年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月6日から3月11日までの6日間を休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月11日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は3月12日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時42分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年3月5日

議 長

署名議員

署名議員

